

# 「読書の楽しさを広げる『読書県みやざき』総合推進事業」

## 広報業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、本県が進める子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」を目指した読書環境の整備や読書振興に向けた取組について、広く県民に普及啓発や情報提供することを目的としている。

### 2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

### 3 業務委託の内容

#### (1) 企画・準備

- 広報動画の制作に係る実施計画書の作成

#### (2) 広報動画の制作（1本）

- 「みやざき読書アンバサダー」の米良美一氏の出演による「ひなた電子図書館サービス」の登録・利用方法等を紹介など、ひなた電子図書館サービスの魅力を伝え、利用促進につながるもの。

(例)

電子申請により簡単に登録申請ができる様子

ひなた電子図書館サービスへログインし、書籍を借りて読む姿

画面の拡大や音声読み上げなど、電子書籍だからこそできる便利な機能の紹介 等

#### (3) 留意事項

- ・ 「みやざき読書アンバサダー」の米良美一氏が出演した動画とすること。  
※ 米良氏の日程、謝金等については株式会社エフエンタープライズ（0983-41-1586 担当：福井氏）に確認すること。
- ・ 広報動画の時間は15～30秒間とし、今後、各種SNS等の広告として活用できるものとする。
- ・ 動画のなかで使用する書籍は「宮崎 文学の旅」を使用すること。
- ・ 広報動画の著作権は、宮崎県に帰属する。
- ・ 広報動画には、映像内に「宮崎県教育委員会」のクレジットを掲出する。
- ・ 広報動画は静止画（写真）を活用することも可とする。

(参考)

※ 「読書県みやざき」のシンボルとして、右のマークを用いている。その他「読書県みやざき」など県の取組に関することについては、県生涯学習課ホームページ「みやざき学び応援ネット」(<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp>)を参照すること。



#### (4) その他関連業務

- ① 出演者等との調整
- ② 出演者や関係者への謝金等の支払い
- ③ 撮影先や場所等の許可申請、調整、会場費等の支払い

#### 4 成果品

事業実施後は、実績報告書及び収支精算書、広報動画DVD等の成果品を提出するものとする。

#### 5 支払方法

業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

#### 6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (3) 自然災害等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者との協議により契約の変更を行う場合がある。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。